

福岡中小企業元気都市推進事業実行委員会 規約

(名称)

第1条 本会は「福岡中小企業元気都市推進事業実行委員会」（以下「実行委員会」という）と称する。

(目的)

第2条 実行委員会は、福岡市の中小企業が、IT技術活用による生産性向上など直面する経営課題にチャレンジすることにより、福岡市を「中小企業が元気な都市」とすることを旨とする。

(事業)

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) IT技術活用等による中小企業が生産性向上、チャレンジにつながる事業の企画及び実施・サポートに関する事。
- (2) 前号の運営に必要な資金についての計画及び調達に関する事。
- (3) 関係団体との連絡調整
- (4) その他、実行委員会の目的を達成するために必要な事業

(構成)

第4条 実行委員会の構成員は、上記の趣旨及び目的に賛同する者とし、別表に掲げる委員で組織する。

- 2 新規に加入する構成員については実行委員会の承認を得るものとする。

(役員)

第5条 実行委員会には次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監事 2名以内

(役員を選出)

第6条 会長は委員の互選により選任する。

- 2 副会長及び監事は、委員長が委嘱する。

(役員職務)

第7条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 監事は、会計業務を監査する。

(役員等の任期)

第8条 役員及び委員の任期は、実行委員会発足の日から一年とする。ただし、再任を妨げない。

2 役員及び委員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(会議)

第9条 実行委員会の会議は、会長が必要と認めたときに招集し、会長又は会長の指名した者が議長となる。

2 会議では、第3条に規定する事業についての事項を審議し、次の各号に掲げる事項を決定する。

- (1) この規約の改廃に関する事。
- (2) 事業計画及び収支予算に関する事。
- (3) 事業報告及び収支決算に関する事。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、重要な事項に関する事。

(会議の議事)

第10条 会議の議事は出席委員の過半数で決する。

2 可否同数のときは、会長が決する。

(事務局)

第11条 実行委員会の事務局は、一般社団法人 Business IT 推進協会内に置く。

2 事務局に、事務局長をおき、前項の職員をもって充てる。

(会計)

第12条 実行委員会の経費は、負担金及びその他の収入をもってこれに充てる。

(会計年度)

第13条 実行委員会の会計年度は、初年度は平成30年3月29日から翌年3月31日までとする。次年度以降は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(その他)

第14条 この規約に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規約は、平成30年3月29日から施行する。